

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	799,988
優先株式	25,000
計	824,988

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成19年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年6月29日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	289,623	289,623	ジャスダック証券取引所	—
計	289,623	289,623	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使(旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使を含む)により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストック・オプションの内容等は次のとおりであります。

① 株主総会の特別決議日（平成14年6月27日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	257	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	771(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	91,572(注)1、2	同左
新株予約権の行使期間	平成16年9月1日～ 平成20年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 91,572 資本組入額 45,786 (注)1、2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入 その他一切の処分は認め ない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 平成15年12月1日の第三者割当増資に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。また平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々91,572円、45,786円に調整され、また付与株式数も調整されております。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。

(2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。

(3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。

(2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）ないし第3号（退職）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。

(3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。

(4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとされる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

② 株主総会の特別決議日（平成15年6月27日）

	事業年度末現在 （平成19年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年5月31日）
新株予約権の数（個）	1,296	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,888（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	183,575（注）1、2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年9月1日～ 平成21年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 183,575 資本組入額 91,788 （注）1、2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入 その他一切の処分は認め ない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、当該発行価格、資本組入額は各々183,575円、91,788円に調整され、また付与株式数も調整されております。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。

(2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。

(3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。

(2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）ないし第3号（休職）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。

(3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。

(4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

③ 株主総会の特別決議日（平成16年6月29日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	1,445	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	4,335（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	172,000（注）1、2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日～ 平成22年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 172,000 資本組入額 86,000 （注）1、2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入 その他一切の処分は認め ない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 平成16年11月19日付の株式分割に伴い、発行価格、資本組入額等が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。

2 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。

3 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。

(2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退任した場合には権利を行使できるものとする。

(3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合には、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。

(2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）ないし第3号（休職）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。

(3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。

(4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないといわれる事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

④ 株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	200（注）1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	156,900（注）1	同左
新株予約権の行使期間	平成19年9月1日～ 平成25年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 156,900 資本組入額 78,450 （注）1、2	同左
新株予約権の行使の条件	（注）2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

（注）1 株式の分割または併合が行われる場合、発行価格は、分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げをいたします。

2 行使条件は次のとおりであります。

<付与対象者が取締役の場合>

- (1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、取締役であることを要する。
- (2) 前項にかかわらず、対象者である取締役が当社定款（取締役の任期）の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- (3) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

<付与対象者が従業員の場合>

- (1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、従業員であることを要する。
- (2) 前項にかかわらず、対象者である従業員が当社就業規則第15条第1号（定年）の規定に基づき退職した場合、並びに当社就業規則第17条第3号及び第4号の規定に基づき退職した場合には権利を行使できるものとする。
- (3) 前項にかかわらず、対象者である従業員が会社の要請で転社・転籍を命ぜられた場合には権利を行使できるものとする。
- (4) 対象者に法令または当社内部規律に違反する行為があった場合または新株予約権の付与の目的上対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする事由が生じた場合は、対象者に付与された本件新株予約権は直ちに失効し、その後本件新株予約権を行使することができないものとする。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権

⑤ 株式会社JIMOSの臨時株主総会の特別決議（平成14年6月11日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	38(注)1、5、8	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	400.14(注)1、5、8	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	37,988(注)2、6、9	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日～ 平成20年6月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37,988 資本組入額 18,994	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3、4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は3株であります。
- 2 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は133,334円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は133,334円、資本組入額は66,667円となっております。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 4 その他の条件については、当社並びに当社子会社の取締役、監査役、従業員及び顧問との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 5 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は9株であります。
- 6 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は44,445円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は44,445円、資本組入額は22,223円となっております。
- 7 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。
- 8 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は10.53株であります。
- 9 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は37,988円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は37,988円、資本組入額は18,994円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権

⑥ 株式会社JIMOSの臨時株主総会の特別決議（平成14年12月27日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	211(注)1、5、8	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,221.83(注)1、5、8	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	56,980(注)2、6、9	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日～ 平成20年12月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 56,980 資本組入額 28,490	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3、4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は3株であります。
- 2 平成15年6月25日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は200,000円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は200,000円、資本組入額は100,000円となっております。
- 3 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または使用人の地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社の取締役、監査役または使用人のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 4 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社取締役、使用人との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 5 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は9株であります。
- 6 平成16年8月20日付で1株を3株に株式分割したため、新株予約権の行使時の払込金額は66,666円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は66,666円、資本組入額は33,333円となっております。
- 7 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。
- 8 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は10.53株であります。
- 9 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は56,980円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は56,980円、資本組入額は28,490円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権

⑦ 株式会社JIMOSの定時株主総会の特別決議（平成16年9月29日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,600(注)4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,872(注)4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	238,462(注)5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日～ 平成23年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 238,462 資本組入額 119,231	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 3 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。
- 4 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。
- 5 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は238,462円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は238,462円、資本組入額は119,231円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権

⑧ 株式会社JIMOSの定時株主総会の特別決議（平成16年9月29日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,170(注)4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,368.9(注)4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	372,124(注)5	同左
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日～ 平成23年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 372,124 資本組入額 186,062	同左
新株予約権の行使の条件	(注)1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- (注) 1 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 3 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。
- 4 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。
- 5 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は372,124円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は372,124円、資本組入額は186,062円となっております。

株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権

⑨ 株式会社JIMOSの定時株主総会の特別決議（平成16年9月29日）

	事業年度末現在 (平成19年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年5月31日)
新株予約権の数（個）	209（注）4	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	244.53（注）4	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	189,853（注）5	同左
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日～ 平成27年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 189,853 資本組入額 94,927	同左
新株予約権の行使の条件	（注）1、2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

- （注）1 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有しているものとしております。ただし、当該新株予約権者が権利行使時において、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもない場合であっても、権利行使に先立ち、当該行使にかかる新株予約権の数及び行使の時期につき、当該取締役会の承認を得た場合には、この限りではありません。
- 2 その他の条件については、本取締役会決議、株主総会決議並びに株主総会以後に開催される取締役会決議に基づき、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員との間で締結いたしました「新株予約権交付契約書」に定めるところによるものとしております。
- 3 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、JIMOSが発行した新株予約権に関するJIMOSの義務は、新株予約権の目的である株式数及び新株予約権行使時の払込金額につき株式交換比率に応じた調整を行ったうえで、当社が承継いたします。
- 4 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権1個につき目的となる株式数は1.17株であります。
- 5 平成18年10月1日付で、JIMOSの普通株式1株に対して、当社の普通株式1.17株の割合にて株式交換したため、新株予約権の行使時の払込金額は189,853円、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は189,853円、資本組入額は94,927円となっております。

⑩ 株主総会の特別決議（平成18年6月29日）

当社株券等の取得や買収提案等への対応策として、平成18年6月29日開催の当社定時株主総会での決議をへて、当該対応策の一環として、新株予約権の無償割当ての決定の取締役会への委任を決議いたしました。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成14年4月1日～ 平成14年9月30日 (注) 1	942	31,640	157,000	2,565,500	157,000	2,622,200
平成14年11月15日 (注) 2	31,640	63,280	—	2,565,500	—	2,622,200
平成14年10月1日～ 平成15年3月31日 (注) 1	239	63,519	19,916	2,585,417	19,916	2,642,116
平成15年4月1日～ 平成15年9月30日 (注) 1	120	63,639	10,000	2,595,417	10,000	2,652,116
平成15年12月18日 (注) 3	3,600	67,239	518,468	3,113,885	518,464	3,170,580
平成15年10月1日～ 平成16年3月31日 (注) 1	453	67,692	42,542	3,156,427	42,542	3,213,123
平成16年4月1日～ 平成16年9月30日 (注) 4	671	68,363	74,282	3,230,710	△2,349,733	863,389
平成16年11月19日 (注) 5	136,726	205,089	—	3,230,710	—	863,389
平成16年10月1日～ 平成17年3月31日 (注) 4	1,158	206,247	36,704	3,267,415	36,704	900,094
平成17年6月21日 (注) 6	23,500	229,747	2,126,303	5,393,718	2,126,303	3,026,397
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日 (注) 7	714	230,461	33,206	5,426,925	33,206	3,059,604
平成17年10月1日～ 平成18年3月31日 (注) 8	306	230,767	24,775	5,451,700	24,775	3,084,379
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日 (注) 9	627	231,394	51,616	5,503,317	51,616	3,135,995
平成18年10月1日 (注) 10	58,229	289,623	—	5,503,317	8,909,037	12,045,032

(注) 1 旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権行使による増加

2 株式分割 (1株を2株に分割)

3 第三者割当増資

発行価格288,037円、資本組入額144,019円

4 旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権、及び旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21に基づく新株予約権行使による増加

資本準備金の減少額は、旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本金の額の4分の1を超過する金額を、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

5 株式分割 (1株を3株に分割)

6 第三者割当増資

株式会社リクルートを割当先とし、平成17年6月21日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式総数が23,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ2,126,303千円増加しております。

- 7 旧商法第280条ノ19に基づく新株引受権、及び旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21に基づく新株予約権行使による増加
- 8 旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21に基づく新株予約権行使による増加
- 9 平成18年4月1日から平成18年5月31日までの間に、旧商法第280条ノ20並びに第280条ノ21に基づく新株予約権行使による増加により、発行済株式総数が627株、資本金及び資本準備金がそれぞれ51,616千円増加しております。
- 10 株式交換に際する新株発行  
平成18年10月1日付の株式会社JIMOSとの株式交換（交換比率1：1.17）に伴い同社株主宛新株式を発行した結果、発行済株式総数が58,229株、資本準備金が8,909,037千円増加しております。
- 11 資本準備金の取崩し  
平成19年6月28日付をもって、資本準備金のうち10,669,203千円をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を1,375,829千円にしております。

(5) 【所有者別状況】

平成19年3月31日現在

区分	株式の状況								端数の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	5	26	197	26	15	20,042	20,311	—
所有株式数(株)	—	3,814	2,958	69,629	15,520	120	197,582	289,623	—
所有株式数の割合(%)	—	1.32	1.02	24.04	5.36	0.04	68.22	100.00	—

(注) 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が34株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成19年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
小村 富士夫(注) 2	東京都港区	32,303	11.15
堀 主知ロバート(注) 1	東京都港区	26,854	9.27
株式会社リクルート(注) 1	東京都中央区銀座8-4-17	25,300	8.73
オムロン株式会社	京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801	10,800	3.72
バイエリッシュフェラインス バンクアーゲーカスタマーア カウント(常任代理人 株式 会社三菱東京UFJ銀行)	東京都千代田区丸の内2-7-1	10,000	3.45
岩井 陽介	東京都世田谷区	8,616	2.97
株式会社らうむず	大阪府大阪市中央区高麗橋4-6-14	8,043	2.77
日本テレビ放送網株式会社	東京都港区東新橋1-6-1	7,500	2.58
株式会社イマジカ・ロボット ホールディングス	東京都品川区東五反田2-14-1	7,050	2.43
立石 知雄	京都府京都市上京区	3,704	1.27
計	—	140,170	48.39

- (注) 1 平成18年10月1日付の株式交換により、前事業年度末現在主要株主であった堀主知ロバート、及び株式会社リクルートは、当事業年度末では主要株主ではなくなりました。
- 2 平成18年10月1日付の株式交換により、前事業年度末現在主要株主でなかった小村富士夫は、当事業年度末では主要株主となっております。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成19年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 289,623	289,589	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	289,623	—	—
総株主の議決権	—	289,589	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が34株含まれております。但し、当該株式は議決権の数 (個) には含まれておりません。

## ② 【自己株式等】

平成19年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

## (8) 【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成14年6月11日 (注)
付与対象者の区分及び人数	取締役 7名 従業員 12名	取締役 5名 従業員 7名	取締役 6名 従業員 34名	従業員 1名	取締役 3名 従業員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載している。	(2) 「新株予約権等の状況」に記載している。	(2) 「新株予約権等の状況」に記載している。	(2) 「新株予約権等の状況」に記載している。	(2) 「新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	－	－	－	－	－
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－	－	－	－

決議年月日	平成14年12月27日 (注)	平成16年9月29日 (注)	平成16年9月29日 (注)	平成17年9月29日 (注)
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名 従業員 10名	取締役 2名 従業員 36名 子会社の取締役1名 子会社の従業員1名	取締役 1名 従業員 25名 子会社の取締役2名	従業員 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載している。	(2) 「新株予約権等の状況」に記載している。	(2) 「新株予約権等の状況」に記載している。	(2) 「新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上	同上
代用払込みに関する事項	－	－	－	－
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	－	－	－	－

(注) 株式交換により株式会社JIMOSからその義務を承継した新株予約権になります。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議または取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】  
該当事項はありません。

### 3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置付けております。利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案して決定することを基本方針としております。

また、当社は期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本としており、配当の決定機関は株主総会であります。当事業年度につきましては、平成19年6月28日開催の第9回定時株主総会において決議されたとおり、株主の皆様への利益配分の一環といたしまして、1株につき年間配当167円の支払を実施いたします。

内部留保資金につきましては、今後の業績向上を図るため、人材の育成及び研究開発、設備投資に充当する等の有効投資を考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
平成19年6月28日定時株主総会決議	48,367	167

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月
最高（円）	675,000 □ 376,000	473,000	697,000 □ 221,000	399,000	206,000
最低（円）	500,000 □ 240,000	159,000	350,000 □ 115,000	126,000	48,600

(注) 1 最高・最低株価は、平成16年12月12日までは日本証券業協会におけるものであり、平成16年12月13日以降はジャスダック証券取引所におけるものであります。

2 □印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月	平成19年1月	平成19年2月	平成19年3月
最高（円）	95,800	83,500	67,300	74,500	74,500	68,500
最低（円）	78,000	58,000	49,000	48,600	62,500	52,200

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

役名及び職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長兼グループCEO	堀 主知ロバート	昭和40年8月23日生	平成2年6月 ㈱トライシスインターナショナル設立 代表取締役社長 平成3年4月 ㈱エンターテイメントラボラトリー設立 代表取締役社長 平成6年10月 ㈱パラダイスウェブ設立 代表取締役社長 平成10年9月 当社設立 代表取締役社長 平成17年4月 当社 代表取締役社長兼代表執行役員 平成17年6月 当社 代表取締役会長兼代表執行役員 平成18年4月 当社 代表取締役会長兼社長兼 代表執行役員 平成18年10月 当社 取締役兼グループCEO 平成19年4月 当社 代表取締役社長兼グループCEO (現任)	(注) 5	26,854
取締役兼 上席執行役員	中島 謙一郎	昭和42年1月22日生	平成元年4月 ㈱リクルート入社 平成8年4月 同社関西人材総合サービス事業部課長 平成12年2月 当社 取締役 平成13年6月 当社 常務取締役 平成17年4月 当社 取締役兼執行役員副社長 平成18年4月 当社 代表取締役副社長兼CSO (最高戦略責任者) 平成18年10月 当社 取締役兼上席執行役員 (現任)	(注) 4	1,302
取締役兼 上席執行役員	細田 洋平	昭和42年3月15日生	平成9年1月 ㈱ボランチ代表取締役社長 (現任) 平成11年12月 ㈱メディアオポート代表取締役社長 平成16年1月 ㈱JIMOS入社 平成16年9月 同社取締役 平成17年5月 ㈱アウトレットプラザ取締役 平成18年1月 ㈱JIMOS取締役副社長 平成18年9月 同社代表取締役社長 (現任) 平成18年10月 当社取締役兼上席執行役員 (現任)	(注) 4	112
取締役	岩井 陽介	昭和40年11月20日生	平成元年4月 ㈱リクルート・コスモス入社 平成6年10月 ㈱バンフィッククリエイティブ入社 平成10年9月 当社 専務取締役 平成17年4月 当社 取締役兼執行役員副社長 平成18年10月 当社 上席執行役員 CYB INVESTMENT INC. President 平成19年6月 当社 取締役 (現任)	(注) 4	8,616
取締役	澤田 宏之 (注) 1	昭和28年10月19日生	昭和50年4月 山武ハネウエル㈱入社 昭和58年9月 ㈱ボストン・コンサルティング・グループ入社 昭和61年1月 ㈱コーポレート・ディレクション設立 取締役 平成5年4月 ㈱グロービス 非常勤取締役 (現任) 平成7年10月 ジェミニ・コンサルティング㈱ (平成15年1月米国ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン社と業務統合) 代表取締役 平成15年1月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン㈱代表取締役 (現任) 平成15年4月 ㈱ジェネックス・パートナーズ非常勤取締役 (現任) 平成16年6月 アルゼ㈱ 非常勤取締役 (現任) 平成17年6月 当社 非常勤取締役 (現任) 平成17年10月 ㈱リヴァンプ非常勤取締役 (現任) 平成18年5月 学校法人国際大学理事 (現任) 平成18年6月 ㈱サイバード・インベストメント・パートナーズ非常勤取締役 (現任)	(注) 4	—



## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は企業価値の継続的な向上を経営の最重要課題としており、その実現のために株主をはじめとするステークホルダーと良好な関係を保ち、お客様やユーザー様に常に満足のいただける商品・サービスを提供していくことをコーポレート・ガバナンスの基本コンセプトとしております。経営統治機能を高めるため社外取締役、及び社外監査役の意見を幅広く取り入れ、経営の透明性確保や市場環境変化への対応力強化にも注力しております。

### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

#### ① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

当社は執行役員制度を採用しており、取締役会で決定された業務執行はグループCEOの指揮命令のもと各業務担当執行役員が責任と権限を委譲され、それぞれの担当業務を遂行しております。

経営管理上の主要な機関・機能は次のとおりであります。

#### イ. 取締役会

取締役会は2名の社外取締役を含む6名で構成されております。毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会も開催され、経営上の重要な意思決定や業務執行に対する監督を行っております。

#### ロ. 監査役会

監査役会は常勤監査役1名を含む社外監査役3名で構成されております。監査役会は毎月開催され、経営の妥当性・効率性・コンプライアンスに関して幅広く意見交換・審議・検証し、適宜経営に対して助言や提言を行っております。

#### ハ. 経営会議

グループ全体の戦略策定や主要事項の決議・報告などの目的で、執行役員9名で構成するグループ経営会議を原則隔週1回開催しております。

#### 二. 全社管理

各種規程・規則等の遵守及び適正な運用を目的として、下記管理部門により、社内への内部牽制が適切かつ合理的に機能するよう運営されております。

管理本部 施設、印章、株式管理、法務に関する指導等及び情報セキュリティ管理等  
 財務本部 予算、資金、経理規程管理等  
 人事本部 人事、採用、労務管理等

#### ホ. リスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会を設置し、当委員会は代表取締役社長を委員長として、想定リスクの予防及び不測の事態発生時における損害の最小化をミッションとしております。

リスクマネジメント活動としては、当社グループ全体としてのリスクの洗い出し、対応策の検討、実施、監視活動などに取り組んでおります。リスクマネジメントとして、とりわけ平成17年4月に施行された個人情報保護法への対応、及び機密情報漏洩リスクへの対応のため、社内規則・マニュアルの整備や社内教育、啓発活動などを通じ、情報管理体制の一層の強化に取り組んでおります。なお、主力事業を担う子会社の株式会社サイバード及び株式会社JIMOSにおいて、「プライバシーマーク®」を取得しております。

#### ヘ. 内部監査室

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、2名で構成されております。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、法令・諸規程等の遵守状況、内部統制・内部牽制の運用状況、また会計処理、資産管理の適格性等を対象とする遵守性監査及び経営目的達成のための合理性、効率性を対象とする監査を定期的に実施しております。

#### ② 会社と社外取締役及び社外監査役の人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

イ. 当社の社外取締役である北畠光弘、及び澤田宏之につきましては特別の利害関係はありません。

ロ. 当社の社外監査役と当社の取引関係はありません。

ハ. 当社の取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (2名)	225百万円 (12百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (5名)	16百万円 (16百万円)
合計	16名	242百万円

(注) 1 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2 取締役の株主総会決議（平成17年6月29日開催）による報酬限度額は、年額400百万円以内であります。

3 監査役の株主総会決議（平成11年10月13日開催）による報酬限度額は、年額20百万円以内であります。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

### a 社外取締役の責任限定契約

社外取締役が、責任限定契約締結後、当社の社外取締役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款第35条の規定の範囲内である1,000,000円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額をもって、当該社外取締役の当社に対する損害賠償責任の限度とする。

### b 社外監査役の責任限定契約

社外監査役が、責任限定契約締結後、当社の社外監査役として職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社定款第42条第2項の規定の範囲内である1,000,000円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額をもって、当該社外監査役の当社に対する損害賠償責任の限度とする。

## ③ 監査法人及び法律顧問

当社の会計監査人として新日本監査法人と監査契約を結んでおります。また、法律事務所と顧問契約を結び、法律問題全般について適宜助言と指導を受けられる体制を確保しております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査年数

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名	継続監査年数
指定社員 業務執行社員	船山 卓三	新日本監査法人	—
指定社員 業務執行社員	堺 昌義	新日本監査法人	—
指定社員 業務執行社員	金子 秀嗣	新日本監査法人	—

(注) 1 継続監査年数については、7年以内であるため、掲載を省略しております。

### 2 監査業務に関わる補助者の構成

公認会計士 6名、会計士補 7名、その他 5名

## イ. 監査報酬等の額

当事業年度における当社が新日本監査法人と締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬の内容は以下のとおりであります。

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	30百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—百万円
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の合計額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

(注) 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額につきましては、会社法に基づく監査に係る報酬等の額と証券取引法に基づく監査に係る報酬等の合計額を記載しております。

## ロ. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

## ハ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 二. 当該監査人以外の監査

当社の重要な子会社のうち、Airborne Entertainment Inc. は当社の会計監査人以外の監査法人 (RSM Richter LLP) の監査 (会社法または証券取引法に相当する外国の法令を含む。) を受けております。